

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

役員退職慰労金制度の廃止

Q : 我が社では、役員退職慰労金制度を廃止しようと思っています。これに伴い、在任中の役員に対して廃止までの退職慰労金を算定し、退任時にこれを支給しようと考えています。この場合の取扱いは、どうなりますか？

A : 退任時に支給されるということであれば、退職手当となります。

【解説】

役員退職金制度を廃止する企業が増えているようですが、そうした企業は、在任中の役員に対して、制度廃止時点までの期間に対応する退職慰労金を支給する旨、及びその支給時期を退任時とする旨を株主総会で決議しているところが多いようです。

この取り扱いについて、国税庁では、①退職の事実があること、又は②分掌変更等退職に準ずる一定の事実がある場合には、退職手当等として取り扱われるが、こうした事実がなく支払われるものについては、その役員就任の日から制度廃止日までの期間に係る職務執行の対価とする賞与の支給があったものとして取り扱うこととしています。

したがって、ご質問の場合は、退任時に支給するということですので、その役員の退職の日、すなわち退任の日を含む事業年度の退職手当として取り扱われることになります。

